

(7) 区立保育園の再整備・民営化等について

板橋区では、老朽化した区立保育園の再整備を進め、保育環境の向上を図る必要があることから、「公立保育所の再整備方針」を策定しています。

この方針を維持しつつ、令和6年2月に公表した「板橋区保育施策のあり方検討に向けた方向性について」では、「一部を除き長寿命化改修や改築は行わず、地域の保育需要や近隣の認可保育所の定員の充足状況を勘案し、民営化だけでなく、統合・閉園を含めて（以下、民営化等）検討していく」とし、民営化等の対象園（下表参照）を示したところですが、その後、令和8年2月に策定した「いたばし子ども・若者・子育て応援プラン2030」に基づき、区立として存続させる園と併せて民営化計画の見直しを検討しているところです。

これらの園においては、在園中に民営化等によって運営主体が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承のうえ、お申込みください。また、これら以外の園においても、今後、併設している建物の建替え計画等によって同様の変更となる可能性があることもご承知おきください。

民営化の対象として、令和6年2月に公表した園（令和8年度見直し検討中）

施設名	築年数	民営化実施年	移転予定先
向台保育園	築61年	未定	未定
みなみ保育園	築59年	未定	未定
中板橋保育園	築57年	未定	未定
大谷口保育園	築34年	未定	未定
赤塚保育園	築34年	未定	未定
小桜保育園	築25年	未定	未定
新河岸保育園	築55年	未定	未定
ときわ台保育園	築58年	未定	未定
西台保育園	築52年	未定	未定

民営化の進め方

民営化は「公立保育所の民営化ガイドライン」の基本的な進め方に沿って行います。

- (1) 民営化対象園の発表から移行までは準備期間を設け、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係の下に進めていきます。
- (2) 既に入園している児童の保育環境（保育内容・行事等）に配慮し、基本的に急激な変更を行わないよう進めていきます。
- (3) 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- (4) 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障がないよう配慮し移行します。
- (5) 民営化後も保護者・事業者・区の三者で協議する場を設置し、また、移管先事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。

民営化の基本的なスケジュール

